

議案第23号

大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、財政上必要があると認めるときは、その全部又は一部を国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上して処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。